

労働者の皆様へ

職場での労働条件をめぐるトラブル、ぜひご相談ください

職場において、働く方(労働者)と事業主(使用者)との間で、賃金、解雇、配置転換など、労働条件をめぐるトラブルが生じ、当事者間で解決できない場合に、労働委員会では解決をお手伝いする「**個別的労使紛争のあっせん**」を行っています。

相談例



- ・突然、会社から解雇を言い渡され、困っている。
- ・長年パートタイマーとして働いてきたのに、突然もう来なくてよいと言われた。
- ・会社から執拗な退職勧奨を受け、精神的苦痛を感じる。

このようなトラブルを、あっせん員が労使双方の事情や主張を聴きながら、折り合えるところを見出し、解決に繋げていきます。

あっせんの特徴

- 1 **簡易**…裁判などに比べて申請の際に必要な書類が少なく、開催回数は原則1回です。
- 2 **迅速**…裁判などに比べて短期間で解決できます。
- 3 **無料**…手続きにかかる費用はいただきません。
- 4 労働者、使用者どちらからでも申請できます。
- 5 あっせん員3名が一組となって、公正・中立な立場で対応します。

Q & A

Q あっせんの成立は法律的にどのような効果があるのですか。

A あっせん案に合意すれば、お互いがその間に存在する争いをやめることを約束する契約が結ばれたこととなります(民法 695 条(和解))。当事者はその契約に従う義務が生じます(ただし、強制執行はできません)。

Q 解決までにどれくらい時間がかかりますか？

A 申請から終了まで、1 か月程度を目安としています。

【お問い合わせ先】

所属：千葉県 労働委員会事務局 審査調整課 (千葉県庁南庁舎 7 階)

電話：043-223-3735 FAX：043-201-0606

ホームページ：

<https://www.pref.chiba.lg.jp/chiroui/roudoumondai/kanrenhouki/kobetsu-assen/index.html>

